資料８

兵庫県

令和８年11月17日
建設常任委員会資料

住宅政策について

まちづくり部

Contents

1　住宅政策の基本的な考え方・・・・・・・・・・　03

2　主な施策の実施状況

(1)　安心して子育てできる住まい・住環境の確保・・・　04
ア　子育て住宅促進区域
イ　子育て住宅総合支援事業
TOPICS①　子育て世帯への住宅施策の見直し

(2)　住宅確保要配慮者の居住安定確保　・・・・・・・・　08
ア　要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
イ　登録住宅の賃貸人等への補助
ウ　要配慮者に対する居住支援

(3)　高齢者が安心して暮らせる住まい、住環境の確保　・・・・10
ア　「兵庫県高齢者居住安定計画」の推進
イ　サービス付き高齢者向け住宅の供給

(4)　ひょうご住まいサポートセンターによる住宅相談・支援事業　・・・・11

(5)　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進　・・・・12
ア　空き家の予防
イ　空き家の利活用
TOPICS②　空き家の活用事例
TOPICS③　空き家再生からはじまるエリアマネジメント推進プログラム
TOPICS④　古民家再生発表会
ウ　空き家の適正管理

(6)　既存住宅のストックの有効活用・適正管理・・・22
ア　住宅改修事業の適正化
イ　三世代同居対応改修工事推進事業

(7)　マンション管理の適正化の推進・・・・・・・23
ア　マンション管理計画認定制度
イ　マンション管理組合担い手支援事業

(8)　住宅の長寿命化・省エネルギー化等の促進・・・24
ア　長期優良住宅の普及促進
イ　住宅の低炭素化の推進
ウ　既存住宅省エネ化促進事業
エ　事業者向け省エネセミナーの実施

(9)　住宅市街地の再生・整備　・・・・・・・・・・・　26
ア　オールドニュータウンの再生
イ　明舞団地再生の推進
TOPICS⑤　ニュータウン再生シンポジウムを開催
ウ　多自然居住の推進

(10)　県営住宅の適切な整備・管理・・・・・・・・・29
ア　「ひょうご県営住宅整備・管理計画」の推進
イ　県営住宅の効果的・効率的な整備
ウ　集約事業の推進
エ　県営住宅ストックの適切で効率的な管理
TOPICS⑥　子育て世帯への支援の成果
オ　県・市連携の取組

(11)　建築・設備工事の取組・・・・・・・・・・・・・36
ア　多様な発注方式の取組
イ　木造・木質化の取組
ウ　災害対策への取組
エ　建設業界の魅力向上と働き方改革への取組

1　住宅政策の基本的な考え方

「兵庫県住生活基本計画」の推進・改定

令和８年度当初予算額：8,163千円

本格的な人口減少･少子高齢社会における住宅政策の総合的な指針となる「兵庫県住生活基本計画」（令和４年３月改定）に基づき、総合的な住宅政策を推進する。

計画では、まちづくり基本方針を踏まえ、以下の目標を実現するために重点的に取り組む施策を提示しており、住宅価格の高騰や空き家の増加、高齢単身世帯の増加などの社会状況の変化に対応するため、５年ごとに見直しを行う。(令和９年３月改定予定)

【目標と主な施策の方向性】

1 安全で安心な住生活の実現

- ○ 安心して子育てできる住まい・住環境の確保
- ○ 住宅確保要配慮者の居住安定確保

2 いきいきと自分らしく暮らせる住生活の実現

- ○ 高齢者が安心して暮らせる住まい、住環境の確保
- ○ 住まいに関する相談体制の充実
- ○ 空き家の多様な利活用、適切な管理の促進
- ○ マンション管理の適正化

3 地域と地球の持続性を高める住生活の実現

- ○ オールドニュータウンの再生
- ○ 住宅の長寿命化・省エネルギー化等の促進

2　主な施策の実施状況

(1)　安心して子育てできる住まい・住環境の確保

子育て世帯等の転入・定住の促進を図るため、県・市町が連携し、子育て世帯等が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた施策を実施する。

ア　子育て住宅促進区域

阪神間で住まいや住環境が充実している地域等を「子育て住宅促進区域」に指定し、促進区域内で子育て住宅総合支援事業を実施する。

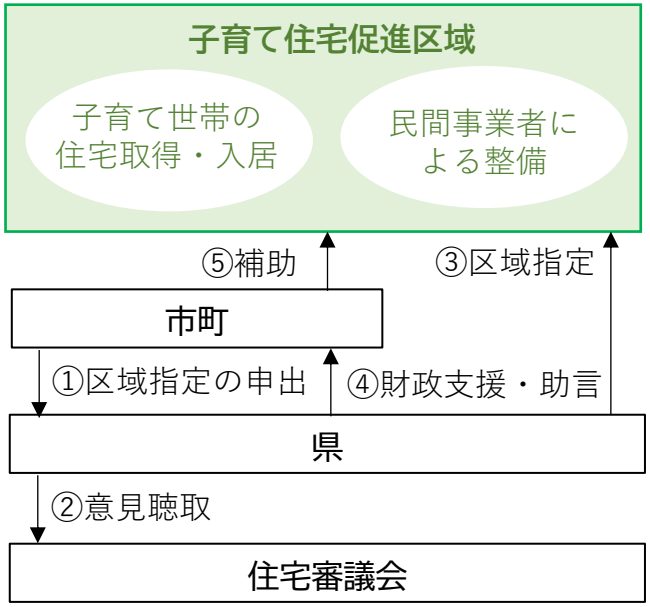


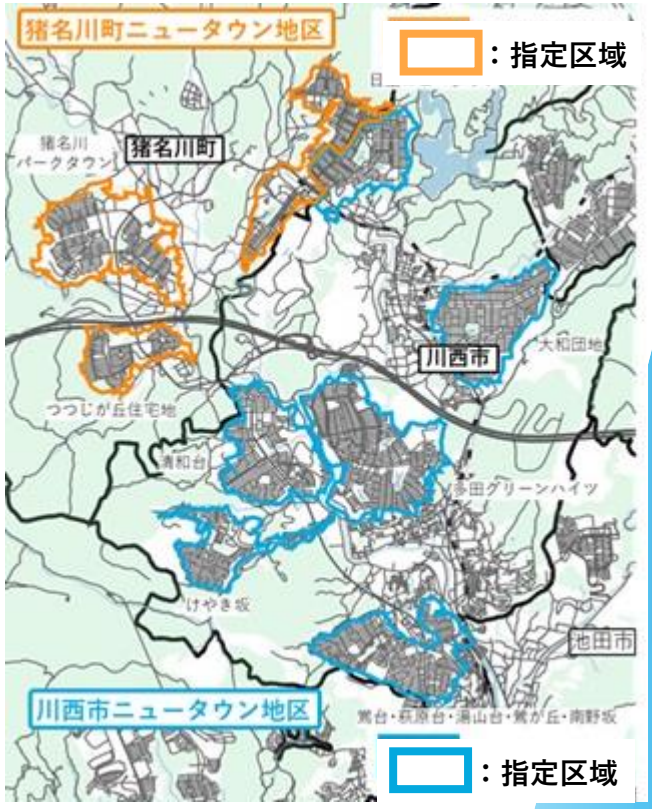
図-1　促進区域の仕組み

【指定区域一覧】

市町名	名称	指定年月日
尼崎市	尼崎市阪急沿線地区	R6.7.16
	尼崎市阪神沿線地区	

市町名	名称	指定年月日
川西市	川西市ニュータウン地区	R7.3.26
猪名川町	猪名川町ニュータウン地区	





2　主な施策の実施状況

(1)　安心して子育てできる住まい・住環境の確保

イ　子育て住宅総合支援事業

令和８年度当初予算額：179,289千円

促進区域内における子育て世帯等の住宅取得や子育て支援施設の開設、県外から阪神間への民間賃貸住宅への住み替え等を支援する市町に対し財政支援を行う。

【補助内容】

	新築･中古住宅取得補助	戸建住宅賃貸化改修補助	子育て支援施設開設補助	民間賃貸住宅住替補助※2	市町施策検討・検証補助
実施内容	良質な住宅の取得を支援	戸建住宅の賃貸化に要する改修等を支援	商業施設等の空き区画での子育て支援施設開設を支援	県外から民間賃貸住宅への住替を支援	市町による施策の効果検証・施策検討を支援
対象地域	子育て住宅促進区域内			阪神間	
対象者	子育て世帯 新婚世帯	戸建住宅所有者等	子育て支援施設開業者	子育て世帯 新婚世帯	市町
最大補助額※1	新築2,000千円 (県負担1,000千円) 中古600千円 (県負担 300千円)	600千円 (県負担300千円)	1年目 3,000千円 (県負担1,500千円) 2･3年目 1,000千円 (県負担 500千円)	250千円 (県負担 125千円)	500千円 (県負担 250千円)
負担割合	県：市町※2＝1：1				―

※1：県負担は補助額の1/2が上限　　※2：兵庫県住宅供給公社賃貸住宅への住み替えの場合は公社

2　主な施策の実施状況

(1)　安心して子育てできる住まい・住環境の確保

イ　子育て住宅総合支援事業

【実績】

（単位：件）

	年度	新築･中古住宅取得	戸建住宅賃貸化改修	子育て支援施設開設	民間賃貸住宅住替
尼崎市	R6	3	0	3	109
	R7	40	0	1	216
	R8※1	26	0	1	256
川西市	R7	14	0	－	1
	R8※1	50	0	－	0
猪名川町	R7	7	－	－	－
	R8※1	16	－	0	3
芦屋市	R6	－	－	－	2　[2] ※2
	R7	－	－	－	2　[2] ※2
	R8※1	－	－	－	1　[1] ※2
西宮市	R6	－	－	－	4　[4] ※2
	R7	－	－	－	12　[12] ※2
伊丹市	R7	－	－	－	1　[1] ※2
宝塚市	R7	－	－	－	1　[1] ※2
	R8※1	－	－	－	1　[1] ※2

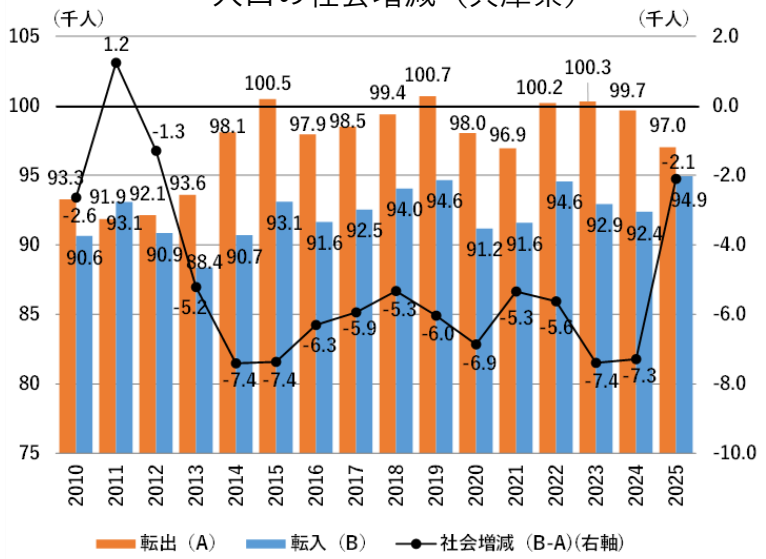
※1　R8は9月末までの実績　　※2　［　］内は兵庫県住宅供給公社賃貸住宅での支援件数

TOPICS①
子育て世帯への住宅施策の見直し

- 令和7年の住民基本台帳に基づく人口移動報告では、前年と比べ、阪神間の子育て世帯を中心に社会増減の大きな改善がみられた。今後は、この傾向を確かなものとするため、県内各地の地域特性に応じた住宅施策を展開していく必要がある。

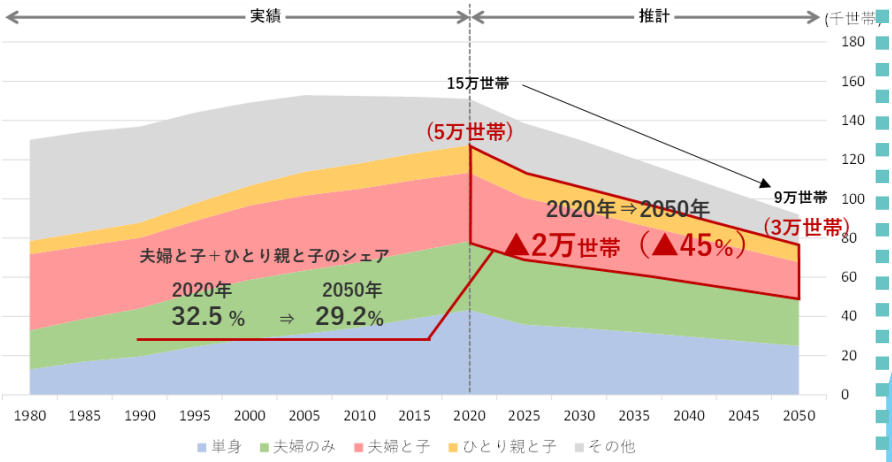
- 阪神間のモデル事業で確認された、子育て世帯の転入促進や住宅の質の向上の効果は、阪神間に限らず期待できることから、子育て世帯等の減少が著しい但馬・丹波・淡路等の多自然地域等において、空き家の増加や賃貸住宅の不足など、地域課題を踏まえた次のモデル事業の実施を検討している。

人口の社会増減（兵庫県）



出典：住民基本台帳人口移動報告（各年）

世帯数の推計（但馬・丹波・淡路）



出典：国勢調査、兵庫県将来推計人口（2015～65 年）

2　主な施策の実施状況

(2)　住宅確保要配慮者の居住安定確保

住宅セーフティネット法に基づき、高齢者や外国人などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するとともに、バリアフリー化等の改修や低額所得者の家賃低廉化等を支援する。また、県や市町、住宅関連事業者団体等で構成する「ひょうご住まいづくり協議会」で登録住宅の情報発信、居住支援を行う団体の育成、相談窓口の設置など要配慮者の円滑入居等を図る。

ア　要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」や、居住支援法人による見守り等のサポートが受けられる「居住サポート住宅」を登録し、登録住宅の入居対象者や家賃、所在地、戸数、構造等をホームページで公開する。

	セーフティネット住宅	居住サポート住宅
概要	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録・公表することにより、要配慮者への住宅供給を図る	居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを通じて、生活の安定につながる住宅供給を図る
登録認定	県、政令市、中核市が登録	市（町域は県）が認定
制度創設	H29	R7

■　登録数（R8.9月末時点）

セーフティネット住宅　34,171戸（うち専用住宅108戸）

居住サポート住宅　15戸

イ　登録住宅の賃貸人等への補助

要配慮者向けとして登録した賃貸住宅の改修工事費や家賃低廉化等に補助をする市町（政令・中核市を除く。）に対し財政支援を行う。

ウ　要配慮者に対する居住支援

ひょうご住まいづくり協議会の居住支援委員会において、登録住宅の情報発信、相談窓口の設置、居住支援活動を行う法人等を通じた要配慮者への居住支援を実施する。

■　居住支援法人の県指定実績　67法人（R8.9月末時点）

2　主な施策の実施状況

(2)　住宅確保要配慮者の居住安定確保

イ　登録住宅の賃貸人等への補助

令和８年度当初予算額：3,180千円

【補助内容】

区　　分	改修工事費補助	家賃低廉化補助	家賃債務保証料低廉化補助	住替補助
対象者	大家等セーフティネット住宅の賃貸人		居住支援法人又は国の登録を受けた家賃債務保証会社	居住支援法人 居住支援協議会等
対象住宅	セーフティネット専用住宅 居住サポート住宅		セーフティネット住宅 居住サポート住宅	
対象経費	要配慮者専用(10年以上)の住宅とするため、最低限必要となる改修工事、間取り変更工事費用等	家賃低減に要した費用(管理開始後最大10年)	入居時の家賃債務保証料の低減経費	①土砂災害特別警戒区域からの住替経費 ②低廉家賃の住宅への住替経費
経費上限	1,860千円※1／戸	40千円／月	60千円／戸	100千円／戸
補助率	2／3	10／10	10／10	10／10
最大補助額※2	1,240千円 県負担310千円	40千円 県負担10千円	60千円 県負担15千円	100千円 県負担25千円
負担割合	国:県:市＝2:1:1			
実施市町	–	神河町	–	–

【実績】（単位：件）　※R8.9月末時点

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8※	計
家賃低廉化補助	6	8	12	11	10	9	9	6	71

※１　耐震改修工事、共同居住用住居へ用途変更のための改修工事の場合は3,750千円
※２　県負担は補助額の1/2が上限

2　主な施策の実施状況

(3)　高齢者が安心して暮らせる住まい、住環境の確保

ア　「兵庫県高齢者居住安定確保計画」の推進

「兵庫県高齢者居住安定確保計画」（令和４年３月改定）に基づき、高齢者が健康で安心して自分らしく暮らせる居住環境の実現に向けて、住まいに係る施策や在宅福祉サービスに係る施策を総合的に実施する。(令和９年３月改定予定)

イ　サービス付き高齢者向け住宅の供給

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、生活相談等のサービスとバリアフリー構造等を備えた「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、登録住宅の入居費用、所在地、戸数、構造等をホームページで公開する。入居開始後においても、実態把握のために定期報告を求めるほか、必要に応じて、福祉部局と立入検査を行い、高齢者が安心して入居できる環境整備に努める。

■　登録件数　482棟　19,746戸（R8.9月末時点）

【サービス付き高齢者向け住宅への立入検査件数】　（単位：件）

年度	H24～R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8※	計
件数	34	13	13	15	8	6	7(12)	96

※R8（　）は予定件数

2　主な施策の実施状況

(4)　ひょうご住まいサポートセンターによる住宅相談・支援事業

令和８年度当初予算額：27,304千円

県民の住まいに関するワンストップサービスの窓口として、(公財)兵庫県住宅建築総合センター内に「ひょうご住まいサポートセンター」を設置し、住まいの相談事業、住まいづくりの支援事業等を実施する。

【事業内容】

住まいの相談事業	住まいに関する一般相談	
	住まいに関する専門相談（建築士相談）	
住まいづくりの支援事業	マンションアドバイザー派遣	マンション管理やマンション建替に関し、マンション管理士や一級建築士等の専門家を無料で派遣
	安全･安心リフォームアドバイザー派遣	既存住宅の種類・状況やニーズに応じた適切な住宅改修等ができる建築士等の専門家を無料で派遣
住まいの情報提供事業	住まいに関する様々な情報をホームページで提供 ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録情報 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録情報 ・住宅改修業者の登録情報	
住まいの普及啓発事業	市町の住宅相談、住まいに関する関係団体のネットワーク化等への支援	

【利用状況】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8※
住まいに関する一般相談	2,009	1,951	1,717	1,749	1,808	1,703	1,116
住まいに関する専門相談（建築士相談）	32	35	26	27	27	31	19
マンションアドバイザー派遣	6	2	12	13	10	5	8
安全・安心リフォームアドバイザー派遣	7	8	2	5	5	6	2

※　R8は9月末までの実績

2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

県内の空き家の数：**約38.7万戸**
（使用目的のない空き家：約17.3万戸）

世帯数の減少により、今後一層の増加が見込まれる空き家に対し、住宅ストックの有効活用や地域の活性化を促進するため、県・市町・民間事業者が連携し、「予防」「利活用」「適正管理」の３方向から総合的に対策を推進する。

ア　空き家の予防

(ｱ)「空き家発生予防の手引き」

空き家の発生予防に向け、必要な対策をまとめた手引書を県民に配布するとともに、データを市町に提供し、よりきめ細かな意識啓発を行うよう働きかける。

(ｲ)　空き家発生予防に関する広報事業

令和８年度当初予算額：8,040千円

空き家の取得原因の約６割が相続であることから、相続前に家族で話し合う契機となる「きっかけシート」の作成や、空き家を相続される方を対象にショート動画の広告配信等で意識啓発を実施する。



図-2「損する空き家 損しない空き家
～空き家発生予防のための23箇条～」



図-3　空き家予防ポータルサイト「わが家ごと」



図-4　住まいのこれからきっかけシート



図-5　広報動画の一例
（空き家は身近な問題です）

2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

イ　空き家の利活用

(ｱ)　既存住宅の流通促進

令和８年度当初予算額：2,185千円

既存住宅の品質等への不安を解消し、安全・安心な既存住宅の流通を促進するため、「インスペクション（建物状況調査）」の実施を支援する。また、調査の結果、一定の水準を満たす住宅を「ひょうごあんしん既存住宅」として不動産広告等に表示することができる制度を運用する。

【補助内容】事業者を通じた間接補助等（2.5万円/件）

【実績】

（単位：件）

H27～30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8※	計
206	45	39	45	64	63	40	33	40	575

※ R8は９月末時点の交付決定件数

(ｲ)　空き家活用支援事業

令和８年度当初予算額：124,640千円

住宅ストックの有効活用や地域の活性化を促進するため、一戸建て住宅の空き家又は共同住宅等の空き住戸を、住宅、事業所又は地域交流拠点として活用するための改修工事費に補助をする。

【補助対象】

対象区域	政令・中核市を除く市町の区域。ただし、下記区域は対象。 ・姫路市における合併前の旧香寺町、安富町、夢前町及び家島町の区域 ・明石舞子住宅団地の区域（事業所型・地域交流拠点型のみ対象） ・県が指定した「まちなか再生区域」 ・県、市が指定する「歴史的景観形成地区の区域」
対象住宅	一戸建て住宅の空き家・共同住宅等の空き住戸
対象経費	空き家を活用するため、機能回復又は設備改善に必要な工事に要する費用 （ｺﾜｰｷﾝｸﾞ ｽﾍﾟｰｽとして改修する場合に限り、事務機器取得費を含む。）



図-6　改修後の住宅例

2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

イ　空き家の利活用

(ｲ)　空き家活用支援事業(補助金額)

型		区域※1	経費上限※2（共同住宅）	補助率	最大補助額※3（単位：千円）	
					戸建て住宅	共同住宅
住宅型	一般	市街化区域	3,000 (2,000)	1/2	1,500　/県負担　750	1,000　/県負担　500
		その他		1/3	1,000※6/県負担1,000	650※6/県負担　650
	若年子育て/UJIターン※4	市街化区域		2/3	2,000　/県負担1,000	1,300　/県負担　650
		その他		1/2	1,500※6/県負担1,500	1,000※6/県負担1,000
	学生ｼｪｱﾊｳｽ	市街化区域	4,000 (3,000)	2/3	2,700　/県負担1,350	2,000　/県負担1,000
		その他		1/2	2,000※6/県負担2,000	1,500※6/県負担1,500
事業所型	一般	市街化区域	4,500 (3,500)	1/2	2,200　/県負担1,100	1,700　/県負担　850
		明舞団地		1/2	2,250※6/県負担2,250	1,750※6/県負担1,750
		その他		1/3	1,500※6/県負担1,500	1,150※6/県負担1,150
	UJIターン※5	市街化区域		2/3	3,000　/県負担1,500	2,300　/県負担1,150
		明舞団地		2/3	3,000※6/県負担3,000	2,350※6/県負担2,350
		その他		1/2	2,250※6/県負担2,250	1,750※6/県負担1,750
地域交流拠点型		市街化区域	10,000 (7,000)	1/2	5,000　/県負担2,500	3,500　/県負担1,750
		明舞団地		1/2	5,000※6/県負担5,000	3,500※6/県負担3,500
		その他		1/2	5,000※6/県負担5,000	3,500※6/県負担3,500

※ 補助対象となる空き家の条件 ①空き家期間６月以上又は空き家バンク登録済②築20年以上③水回り設備が10年以上未更新④改修後一定の耐震性確保など
※ 各ﾒﾆｭｰ、歴史的景観形成地区の区域は5%加算
※1 「市街化区域」：市町随伴必須、「その他」は市町随伴期待
※2 経費が、住宅型・地域交流拠点型：1,000千円未満、事業所型：1,500千円未満は対象外
※3 経費に応じた定額とし、かつ、県負担は補助額の1/2が上限
※4 若年世帯：夫婦合計80歳未満／要空き家取得
子育て世帯：妊娠～高校生の子が同居する世帯／要空き家取得
UJIﾀｰﾝ世帯：県外からの転入世帯又は転入後２年以内の賃貸居住世帯／要空き家取得
※5 県外居住の事業主が県内に初めて事業所を開設する場合／空き家要取得
※6 全額県負担としているが、市町予算により一定額の上乗せを期待

2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

イ　空き家の利活用

(ｲ)　空き家活用支援事業(実績)

（単位：件）

種　別		H25～H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8※	計
住宅型	一般	119	18	26	25	33	27	35	29	38	37	387
	若年・子育て	14	12	20	33	27	35	49	45	40	41	316
	UJIﾀｰﾝ	—	—	—	—	11	13	7	13	11	8	63
	学生ｼｪｱﾊｳｽ	—	—	—	—	0	1	1	0	3	0	5
事業所型	一般	9	0	4	5	4	6	4	2	3	2	39
	UJIﾀｰﾝ	—	—	—	—	3	2	3	2	4	6	20
地域交流拠点型		5	3	1	9	2	6	2	4	3	5	40
計		147	33	51	72	80	90	101	95	102	99	870

※ R8は９月末時点の交付決定件数

TOPICS②
空き家の活用事例

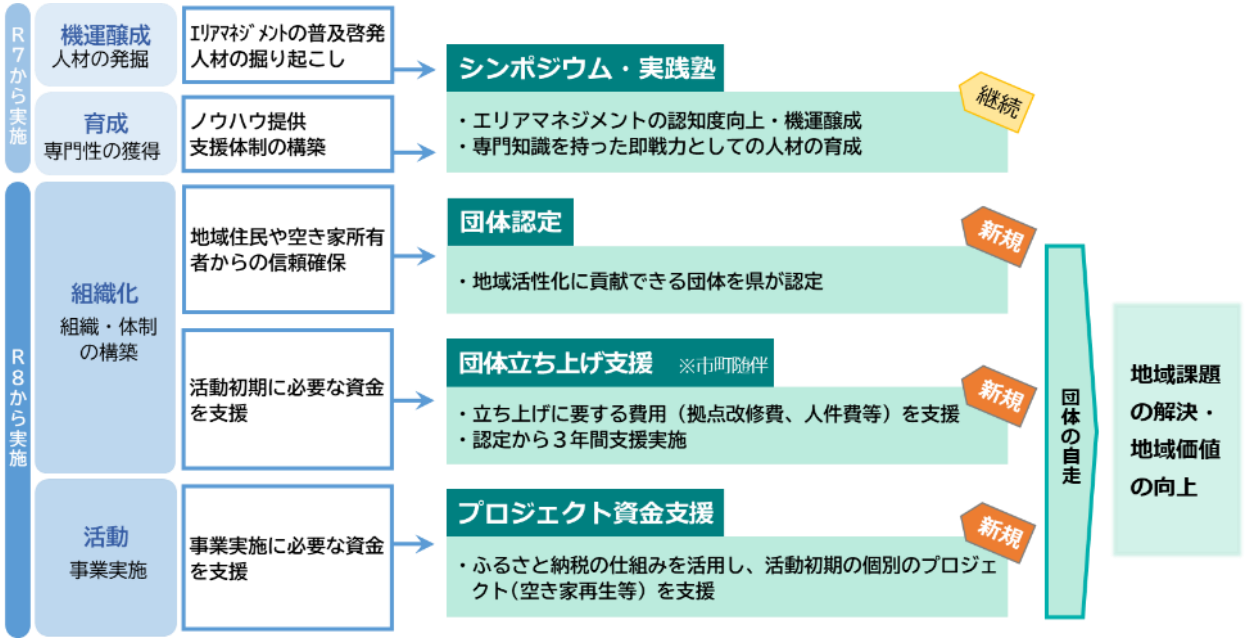
■ 空き家を地域イベントを開催した際の案内所・受付・休憩所等として再生。
■ 企画展や勉強会、季節行事等も予定しており、様々な場面で活用できる地域交流拠点。



【地域交流拠点型】地域イベント関連施設（猪名川町）

TOPICS③
空き家再生からはじめるエリアマネジメント推進プログラム

特定のエリアにおいて、空き家のリノベーション等によって収益を得ながら、地域価値の向上を図る「エリアマネジメント」を推進するため、エリアマネジメント団体の組織化や活動に対し支援する。



○団体認定実績（R8.7.29第一弾）

団体名（活動区域）
株式会社あぼしまちみらい舎（姫路市網干）
株式会社iitoss（加西市北条）
株式会社Local PR Plan（丹波篠山市福住）
福らんど株式会社（南あわじ市福良）
合同会社FUKIAGE（南あわじ市阿万吹上町）

○R8スケジュール（イベント）





シンポジウム（R8）



認定証授与式

2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

イ　空き家の利活用

(ｳ)　古民家の再生

令和８年度当初予算額：21,757千円

豊かな歴史と文化を持つ兵庫県には優良な古民家が多く、これらの再生と活用により、地域活性化と伝統的木造建築技術やまちなみ景観の維持・継承を図る。地域の古民家に対し、地域の大工・建築士等の専門家を無料で派遣し、建物調査や再生の提案を行う。また、市町と連携し、適切な施設運営計画を策定するための調査費と、地域活動や宿泊体験施設、店舗など地域活性化に資する拠点へ再生するための改修工事費に補助をする。

■　対象となる古民家

①おおむね昭和25年の建築基準法施行日前に建築された住宅

②伝統的木造建築技術又はこれと同等以上の文化的価値の高い建築技術により建築された住宅

【補助金額】

古民家		（単位：千円）	歴史的建築物※1		（単位：千円）
経費上限	補助率	最大補助額※2	経費上限	補助率	最大補助額※2
15,000 5,000未満は対象外	2／3	10,000 県負担5,000	30,000 5,000未満は対象外	2／3	20,000 県負担10,000

※１　景観法に基づく景観重要建造物や景観条例等に基づく景観形成重要建造物等、文化財保護法に基づく登録文化財等の住宅

※２　経費に応じた定額とし、かつ、市町が当該古民家の改修及び事務機器取得に要する費用に対して補助する額を上限とする

2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

イ　空き家の利活用

(ｳ)　古民家の再生

【実績】

（単位：件）

年度	H19～R3	R4	R5	R6	R7	R8※	計
建物調査(H19～)	350	21	21	21	21	19(21)	453
再生提案(H19～)	104	6	7	7	7	7(7)	138
ﾌｨｼﾞﾋﾞﾘﾃｨ調査(H30～)	-	0	0	0	0	0(2)	0
改修工事費補助(H22～)	36	4	10	5	5	4(6)	64

※ R8は9月末時点の交付決定件数／( )は予定件数





図-7　古民家再生事例
旧内海家住宅（たつの市）

TOPICS④

古民家再生発表会

■ 例年3月に古民家再生の事例等の発表会を開催しており、古民家再生に関心のある方が参加、ネットワークを形成

■ 令和7年度は、再生提案7件と実際の改修事例1件(丹波市)について紹介





2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

イ　空き家の利活用

(ｴ)　空家活用特区制度

空家等を流通・活用することにより、移住、定住及び交流の促進と地域の活性化を図るため、「空家活用特区条例（令和４年４月１日施行）」に基づき、「空家等活用促進特別区域（特区）」を指定し、「流通促進」「規制の合理化」「活用支援」を実施する。

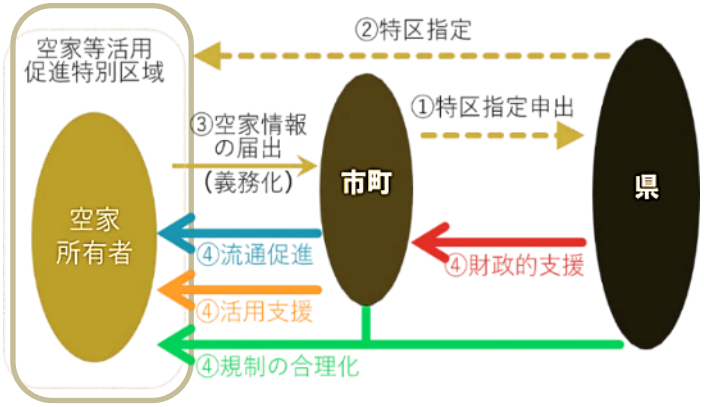


図-8　空家活用特区制度の概要

空家活用特区総合支援事業　令和８年度当初予算額：28,502千円

［流通促進タイプ］　市町連携団体や空家等所有者に補助をする市町に対し財政支援を行う。（補助率：1/2、補助限度額：500千円）

①空家バンク登録助成	登記手続費用へ補助
②伴走型サポート支援	市町連携団体が所有者等に働きかけ等を行う事務費へ補助

［活用促進タイプ］　既存事業の補助額、補助対象を拡充する。

①空き家活用支援事業	改修補助を増額
②古民家再生促進支援事業	改修補助を増額
③老朽危険空き家除却支援事業	補助対象に旧耐震空家を追加
④ひょうごｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝ実施支援事業	調査費補助を増額

【実績】流通促進：１件（空き家バンク登録助成：１件）
活用促進：３件（空家活用助成：３件）　※ R4～R8.9月末時点

流通促進	届出のあった空家情報を基に、市町連携団体（宅建業団体・NPOなど）が所有者に対し、流通・活用に向けた働きかけ・空家バンクへの登録サポート等を行い、流通を促進
規制の合理化	接道幅の狭い敷地での建替・用途変更や、市街化調整区域内の空家のカフェ・ホテル等への用途変更を可能とする規制緩和等を実施
活用支援	空家改修費への補助額のかさ上げや、空家バンクへの登録支援等、市町と連携して空家等の活用に係る支援を実施

2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

イ　空き家の利活用

(ｴ)　空家活用特区制度　【指定実績】　８市町９地区指定（R8.9月末時点）

地区名	指定年月日	地区概要	
赤穂市 **坂越地区**	R5.3.31	北前船の寄港地として栄えた、歴史的なまちなみの残る港町。古民家カフェ等への用途変更により、景観保全、移住・定住・交流促進、地域活性化を図る。	
西脇市 **嶋地区**	R5.3.31	播州織デザイナーの店舗開業等、まちづくりの取組が始まる田園集落。店舗や宿泊施設等への用途変更により、移住・定住促進、住環境保全、地域活力維持を図る。	
加西市 **宇仁地区**	R5.9.12	農家住宅と事業所が混在し、まちづくり協議会による移住・定住促進のの取組が行われている地区。このほか老朽化した空家を除却し景観保全、地域活力維持を図る。	
西脇市 **芳田地区**	R6.1.19	自然豊かな田園地域で、自治協議会が空家問題に取り組む。空家を移住者等の住宅・店舗等に活用し、定住人口維持、地域活力維持及び田園環境保全と創造を図る。	
播磨町 **上野添・北野添地区**	R6.1.19	駅周辺の利便性の高い住宅地（市街化区域）。住宅需要は高いが、空家の流通・活用が進んでいないため、所有者に対する空家バンクへの登録促進、補助制度及び空家の情報提供等の働きかけを実施。	

地区名	指定年月日	地区概要	
猪名川町 **大島地区**	R6.6.14	まちづくり協議会が所有者に寄り添った空家対策を行う。移住・定住の促進や関係人口の創出によるコミュニティ維持を図り、棚田や古民家など自然環境と一体となった田園景観を保全する。	
福崎町 **全域地区**	R6.6.14	空家が特定の区域で集中することなく、町内全域に点在。空家の流通・利活用の促進を図るため、空家バンクへの登録促進、補助制度及び空家の情報提供等の働きかけを実施する。	
洲本市 **城下町地区**	R7.1.24	古くから城下町として栄え、商店街を核として淡路島の中心を担う地域。空家率が高く、地域活力低下の要因となっているため、公民が連携し移住者等による空家活用を促進し、町並み景観維持や定住人口の増加を図る。	
太子町 **福地地区**	R8.3.13	町内でも人口減少が著しく、空家数が多い。地域活力の再生・維持に向けた活動を実施。店舗等への用途変更により、新規居住者の呼込、にぎわいの創出や新旧住民の交流促進を図る。	

2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

ウ　空き家の適正管理

(ｱ)　老朽危険空き家除却支援事業

令和８年度当初予算額：26,978千円

倒壊等周辺に危険が及ぶおそれのある空き家の除却費に補助をする市町に対し財政支援を行う。

【補助内容】

対象者	空き家を除却しようとする者	
対象経費	老朽危険空き家の除却に要する費用	
経費上限	2,000千円	
補助率 最大補助額	2／3 4／5	通　常　型：1,332千円/県負担333千円 被災特例型：1,600千円/県負担400千円
負担割合	国：県：市町＝２：１：１	

【老朽危険空き家の要件】
①空家再生等推進事業等（国補助事業）を活用するもの
②倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれがあり、市町が法や条例に基づき、助言、指導等を行っているもの
③除却を行うことについて、市町が良好な住環境保全の観点から支障ないと判断したもの

【実績】

(単位：件)

種　別	H25～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8※	計
通常型	90	42	61	50	68	46	47	57	32	493
被災特例	66	—	—	7	—	—	—	1	—	74
計	156	42	61	57	68	46	47	58	32	567

※ R8は９月末時点の交付決定件数



図-9　倒壊する空き家
（出展：国土交通省）

2　主な施策の実施状況

⑸　空き家の多様な利活用、適切な管理の促進

ウ　空き家の適正管理

(ｲ)　市町の空き家対策の支援

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に推進できるよう、「ひょうご住まいづくり協議会」における空き家対策事業として、市町に対する情報提供や関係団体と市町間の意見交換等を行い、市町の空き家の適正管理に関する総合的な取組を支援する。

⑹　既存住宅ストックの有効活用・適正管理

ア　住宅改修事業の適正化

令和８年度当初予算額：1,335千円

県民が安心して住宅改修業者を選択できる環境を整備するため、「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づき、契約主任者等の選任や倫理規定の遵守等、一定の要件を満たす住宅改修業者を登録し、施工可能な改修工事の種別、工事の請負状況、営業エリアや県民による業者の評価をホームページ等で県民に公開するほか、事業者の技術向上のための研修を開催する。

■　登録住宅改修業者数　736者（R8.９月末時点）



図-10　指定研修の様子

イ　三世代同居対応改修工事推進事業

令和８年度当初予算額：1,690千円

家族の支え合いにより、在宅で子育てがしやすい環境を整備するため、キッチンや浴室、玄関の増設など、三世代同居のための改修工事費に補助をする市町に対し財政支援を行う。

2　主な施策の実施状況

（7）　マンション管理の適正化の推進

令和８年度当初予算額：939千円

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、県は町域、市は市域を所管し、マンション管理の適正化を推進する。県では「兵庫県マンション管理適正化推進計画」（令和４年３月策定）に基づき、相談窓口の設置、アドバイザー派遣等に加え、町域における管理計画認定や、市町と連携したマンション管理組合担い手支援事業等を実施している。

■　県内マンション管理適正化推進計画策定市　14市（R8.8月末時点）

ア　マンション管理計画認定制度

分譲マンションの管理状況が市場で適正に評価されるよう、一定の基準を満たすマンションの管理計画を認定する。認定を取得することにより、住宅ローン金利の引下げや固定資産税の減額等が受けられる。

■　県内管理計画認定325件（神戸市115、尼崎市35、西宮市54、芦屋市24、伊丹市14、宝塚市31、川西市9、三田市7、明石市9、加古川市4、高砂市1、姫路市22、三木市0、洲本市0、県（町域）0）（R8.8月末時点）

イ　マンション管理組合担い手支援事業

マンション管理組合の役員の担い手不足を解消するため、築25年以上のマンションの管理組合を対象に、外部専門家であるマンション管理士が、管理組合と顧問契約する費用や管理組合の役員に就任する費用等に補助をする。

2　主な施策の実施状況

(8)　住宅の長寿命化・省エネルギー化等の促進

ア　長期優良住宅の普及促進

令和８年度当初予算額：14,196千円

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、構造・設備を長期間使用できる住宅の認定を行う。認定された住宅は、所得税、登録免許税、不動産取得税及び固定資産税の優遇措置を受けることができる。

■　新築住宅（持家系）の長期優良住宅の割合：47.2%（令和７年度）

【認定戸数】

（単位：戸数）

年度	H21～R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8※2	計
県内認定 （うち県認定※1）	53,744 (12,168)	4,689 (1,031)	5,471 (1,269)	5,123 (1,146)	5,290 (1,046)	6,371 (1,318)	7,462 (1,322)	- (543)	88,150 (19,843)

※1　所管行政庁(神戸市、尼崎市など12市)以外の市町については県が認定　　※2　R8は8月末時点

イ　住宅の低炭素化の推進

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、都市部において、建築設備を含めた特に高い水準の省エネルギー性能を有する住宅の認定を行う。

【認定戸数】

（単位：戸数）

年度	H24～R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8※2	計
県内認定 （うち県認定※1）	2,139 (65)	425 (11)	1,075 (83)	2,018 (48)	1,478 (23)	2,093 (24)	1,440 (17)	- (6)	10,668 (277)

※1　所管行政庁(神戸市、尼崎市など12市)以外の市町については県が認定　　※2　R8は8月末時点

2　主な施策の実施状況

(8)　住宅の長寿命化・省エネルギー化等の促進

ウ　既存住宅省エネ化促進事業

令和８年度当初予算額：6,443千円

「建築物省エネ法」の改正により、2025年から新築住宅の省エネ基準への適合が義務化されたが、既存住宅は約８割が省エネ基準を満たしていないため、既存の一戸建て住宅を省エネ化するための改修工事費等に補助をする市町に対して財政支援を行う。

【補助内容】

区分	省エネ診断支援	省エネ化工事等支援
対象経費	省エネ診断経費	省エネ化計画策定経費及び省エネ化改修工事費
補助率	2／3	省エネ基準　2／5　　ZEH 水準　4／5
最大補助額	100千円（県負担25千円）	省エネ基準300千円（県負担75千円）ZEH 水準700千円（県負担175千円）
負担割合	国：県：市町＝2：1：1	

【補助実績】　（単位：件）

R5	R6	R7	計
1	4	6	11

エ　事業者向け省エネセミナーの実施

既存住宅の省エネ性能を向上させる断熱改修の担い手を育成するため、専門家を講師に招き、住宅改修業者等を対象とした講習会を実施する。

■令和８年度「知る・つくる・伝える 断熱リノベーション」参加者：114名



図-11　省エネセミナーの様子

2　主な施策の実施状況

（9） 住宅市街地の再生・整備

ア　オールドニュータウンの再生

急激な人口減少・高齢化による地域活力の低下や空き家・空き地の増加等が懸念されているニュータウンにおいて、「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」を活用し、出前講座等により、地域や市町に対して再生への意識啓発を図る。

また、県内18のオールドニュータウンを対象に、商業施設等の空き区画への新規出店等を支援する市町に対し財政支援を行う。

令和８年度当初予算額：4,874千円

【補助内容】

対象者	空き区画への新規出店者（初年度から３年間）	
対象経費	賃借料、内装工事・ファサード整備費等、 子育て支援施設の備品購入費	
経費上限	１年目：4,500千円　　２・３年目：1.500千円	
補助率 最大補助額※	2/3	１年目：3,000千円（県負担 1,500千円） ２・３年目：1.000千円（県負担 500千円）
負担割合	県:市町(県住宅供給公社)＝1:1	

※県負担は補助額の1/2が上限

【実績】　新規２件、継続５件　（R8.9末時点）
（制度化市町：三田市、猪名川町）

【対象団地一覧】

所在市町	ニュータウン名
芦屋市	芦屋浜
宝塚市	逆瀬台・青葉台・光ガ丘
	ラ・ビスタ宝塚
	中山台ニュータウン
三木市	自由が丘
	青山
	緑が丘
川西市	萩原台
	多田グリーンハイツ
	清和台
	藤ヶ丘
	鷹尾山けやき坂
	大和団地
川西市・猪名川町	阪急日生ニュータウン
三田市	つつじが丘
	北摂三田フラワータウン
上郡町	上郡ネオポリス
神戸市・明石市	明舞団地

2　主な施策の実施状況

（9） 住宅市街地の再生・整備

イ　明舞団地再生の推進

令和８年度当初予算額：1,187千円

明舞団地においては、平成15年度に策定した「明舞団地再生計画」（平成18年度改定）に基づき、まちの核となるセンター地区に県住宅供給公社の高齢者向け賃貸住宅や民間活力を生かした高齢者サポート住宅を整備し、また、２つの複合商業施設が開業したことなどにより利便性が大きく高まった。

さらに住民主体のまちづくりを進めるため、平成29年度には新たな10年に向けた「明舞団地まちづくり計画」を策定し、住み替え相談窓口の運営や明舞祭等のイベント開催、学生シェアハウスの公募、空き区画活用支援など、計画に沿った取組を実施している。

今後は、明舞団地内の県営住宅跡地等について、地域活性化に資する活用方法についても検討していく。



図-12　明舞祭



図-13　学生シェアハウスの地域交流活動
（ラジオ体操）

ＴＯＰＩＣＳ⑤
ニュータウン再生シンポジウムを開催

住民の高齢化や施設の老朽化に課題を抱えるニュータウンで、近年、民間事業者と連携して再生を進める事例が見られるようになった。三木市や宝塚市での取組から、民間事業者が参画する意味と効果について考えるシンポジウムを8月に開催。行政、団体、民間企業等幅広い分野から参加があり、持続可能なまちづくりに向けて活発な意見交換が行われた。

参加者：76名（行政機関49名、団体13名、民間企業14名）



8月三木市にて開催

ウ　多自然居住の推進

自然と調和した豊かなライフスタイルの実現や交流人口の拡大を推進するため、県と12市町等で構成する「ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会」により、田舎暮らし情報の発信や相談会等を実施する。



図-14　兵庫で田舎暮らし～多自然居住支援サイト（HP、facebook）



図-15　田舎暮らしセミナー＆相談会の様子

2　主な施策の実施状況

⑽　県営住宅の適切な整備・管理

ア　「ひょうご県営住宅整備･管理計画」の推進

「ひょうご県営住宅整備･管理計画」(令和３年７月改定)に基づき、県営住宅の適切な整備・管理を推進しており、「兵庫県住生活基本計画」の見直しに合わせ、令和８年度に当該計画の見直しを予定している。（令和９年３月改定予定）

㋐　現行の「ひょうご県営住宅整備・管理計画」

計画に定めた目標と実績

	実績（R3.4）	実績（R8.4）	目標（R13.3）
管理戸数	49,382戸	45,357戸	45,000戸
入居率の向上	78.6％	79.1％	90％
耐震化の推進	94％	97％	おおむね100％
バリアフリー化の推進	67％	75％	80％

主な施策

目指すべき方向	主な施策
安全で安心して暮らせる住まいの提供	○ 多様な住宅困窮者への支援（課題妊産婦、若中年単身者等） ○ 防災体験学習や防犯・防災講習会の開催
福祉施策と連携した安定した暮らしの支援	○ 若年層優先入居枠の拡充 ○ 家賃と共益費の一体的徴収の実施
地域のまちづくりと連携した住まいの提供	○市町との連携による効率的な建替 ○民間との連携による余剰地活用

㋑　新　「ひょうご県営住宅整備・管理計画」の改定（現計画R3～R12）５年で見直し

改定の視点	・県市連携による建替の推進　・定期使用許可制度の人気住宅への拡充・入居率の向上

【ｽｹｼﾞｭｰﾙ】 R7.7～R8.10　施策の検討 → R8.11　パブコメ → R9.3　改定

2　主な施策の実施状況

⑽　県営住宅の適切な整備・管理

イ　県営住宅の効果的・効率的な整備

県営住宅の管理戸数の適正化と既存ストックの有効活用を図るため、建替や耐震改修･長寿命化改修等を計画的に実施する。

令和８年度当初予算額：7,881,872千円

㋐　建替工事

a 県営住宅整備事業

長期活用を図る住宅でおおむね築35年を経過するもの（昭和60年度以前に竣工したもの）のうち、老朽化が著しいもの、改修するより建て替えた方が効率的なものは、建替の検討を行う。

・神戸市：白川台住宅第２期（新築）（Ｒ８年～）



図-16　白川台住宅第２期完成イメージ図
（建替:R10年度完成予定）

b 民間活力を生かした県営住宅の整備

神戸市東灘区の県営青木高層・鉄筋住宅（青木団地）において、県営住宅初のＰＦＩ手法を用いた建替事業を実施している。

令和８年度は埋蔵文化財発掘調査をするとともに、一次工区の新築住棟の建設工事を進める。また、二次工区建設予定地の既設住棟の入居者を周辺民間賃貸住宅等へ仮移転を行う。（令和11年度末 事業完了予定）



図-17　県営青木高層・鉄筋住宅
完成イメージ図

【ＰＦＩ導入により期待できる効果】

①設計・工事監理、建替事業、入居者移転支援業務を民間事業者に一括発注することにより、工期短縮・コスト縮減が図られる。

②生み出される活用地は民間の投資や創意工夫により早期かつ有効な活用が図られる。

【事業スケジュール】

Ｒ７年度	R8~10年度	R11年度	R12年度～
設計	工　事　期　間 （既存住棟解体･新築）	事業完了	事業者による活用地の整備※

【青木団地PFI建替事業　事業契約締結までの経緯】

R4年度　サウンディング調査、導入可能性調査
R5年度　実施方針及び要求水準書(案)等の公表
R6年度　特定事業として選定、事業者公募・決定

2　主な施策の実施状況

(10)　県営住宅の適切な整備・管理

イ　県営住宅の効果的・効率的な整備

(ｲ)　改修工事

令和８年度当初予算額：　1,526,886千円

a　耐震等改修

耐震性に課題のある高層住宅で長期活用を図るものは、耐震補強工事を行うとともに、外壁改修、屋上防水改修、設備配管改修等を行う。

■　神戸市：上湊川高層住宅（Ｒ３年度工事着手～Ｒ８年７月完了）
■　西宮市：西宮笠屋高層住宅（Ｒ９年～）



図-18　西宮笠屋高層住宅
耐震等改修完成イメージ図

b　長寿命化改修等

平成７年度以降に竣工した住宅については、予防保全的かつ計画的な改修を行い、長寿命化を図る。また、それ以外の住宅で老朽化したものについては、必要に応じて緊急的な改修を行い、居住機能の維持を図る。



改修前　　改修後
図-19　長寿命化改修等イメージ（改修前後）

ウ　集約事業の推進

令和８年度当初予算額：　605,318千円

危険区域等にある住宅、耐震性に問題のある住宅、低需要の住宅、小規模で管理上非効率な住宅など長期活用が適当でない住宅の入居者に対し、近隣の県営住宅等への移転協力を依頼し、全入居者の移転完了後に住宅の用途廃止を行っている。

■　神戸市：桃山台第３鉄筋住宅　外５団地（Ｒ８年～）

2　主な施策の実施状況

⑽　県営住宅の適切な整備・管理

エ　県営住宅ストックの適切で効率的な管理

県営住宅ストックを有効に活用し、県民の多様なニーズに対応するため、入居や募集の柔軟な運用による入居率の向上や福祉施策と連携した安定した暮らしの支援、地域の活性化への貢献に努めている。

㈠　入居率の推移

県営住宅への応募機会の拡大と空き家期間の短縮を図るため、毎月募集を実施するとともに、一部団地においては常時募集を実施している。

	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
管理戸数	47,429戸	47,309戸	46,277戸	45,478戸	45,357戸
入居戸数	38,356戸	37,774戸	37,024戸	36,428戸	35,885戸
入居率	80.8％	79.8％	80.0％	80.1％	79.1％

㈡　家賃収納率の推移

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
現年家賃収納率	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%

㈢　優先入居の推進

若者世帯等を対象に優先入居を実施し、多様な世代構成による団地コミュニティの活性化を図っている。

【優先入居枠】

区　分	募集戸数	対　象　世　帯
若者世帯	募集戸数の36％	新婚･子育て世帯、多子世帯、母子･父子世帯、若年夫婦世帯、奨学金返済者世帯
高齢者･障害者世帯	募集戸数の ３％	高齢者世帯、障害者世帯
特定世帯	募集戸数の ２％	ＤＶ被害者世帯、犯罪被害者等世帯、特定疾患傷病者世帯、ハンセン病者世帯

2　主な施策の実施状況

(10)　県営住宅の適切な整備・管理

(ｴ)　社会的課題に対応した目的外使用の推進

社会課題に応じて関係部局と連携し、目的外使用により県営住宅ストックを有効に活用している。

項　　目（対象者）	累計戸数
おためし居住（県外からの移住希望者）	１２６戸
企業社宅（県内の中小企業の若年労働者）	８０戸
学生・留学生シェアハウス	１２７戸
ウクライナ避難民	２４戸
グループホーム（障害者向けグループホーム）	１４９戸
サービス付高齢者向け住宅	２１戸
DV被害者	９戸
特定妊産婦	３戸

※R8.9末時点



図-20　シェアハウス居住学生等による地域活動
（加古川平岡鉄筋）





図-21　おためし居住対象住宅（日高国府高層）

2　主な施策の実施状況

(10)　県営住宅の適切な整備・管理

(ｵ)　子育て世帯への供給・入居促進（若者・Z世代応援パッケージ）

■ ニーズの高い神戸・阪神間を中心に、駅や学校等に近接した住宅で実施
（県営住宅の新婚・子育て世帯優先募集の応募倍率：神戸・阪神間2.8倍［全県平均1.9倍］）

■ 高齢化が進む県営住宅において、多様な世代構成によるコミュニティを活性化

○入居しやすい県営住宅

●若者・子育て世帯優先入居枠の再拡充
毎月募集の募集の36%に拡充

●入居要件の緩和
子育て世帯・多子世帯等
　月収259千円以下(県裁量上限)
　18歳未満の子
若年単身世帯（40歳未満）
　月収214千円以下(高齢者等並)

●入居促進策の拡充
敷金を免除

○子育てしやすい県営住宅

●子育て世帯向けリノベーション
【グレードアップ改修】（２３２戸）
　ＬＤＫ化、システムバス、洗面化粧台の設置等

【サブリース方式】 **※都道府県初**（８２戸）
　空き住戸を民間事業者が改修・低廉な家賃で提供

●共用部の改修・整備
団地内の集会所を活用したｷｯｽﾞｽﾍﾟｰｽ等の整備
（５７団地）

●子育て世帯向けの住宅供給 [県営青木団地]
ＰＦＩで子育て世帯向け住宅整備（R11完成予定）





ＴＯＰＩＣＳ⑥
子育て世帯への支援の成果

本年8月に実施した県営住宅の自治会アンケートでは、「若年世帯の入居により自治会活動が活性化した」「清掃活動などへの参加者が増えた」などの意見が寄せられ、支援策が団地の活性化に一定の効果を上げている。



2　主な施策の実施状況

⑽　県営住宅の適切な整備・管理

㈎　入居者のコミュニティ活性化への取り組み

集会所での茶話会、フレイル予防教室等の実施

㈑　自治会支援の取り組み

家賃と共益費の一括徴収の拡充による自治会役員負担軽減(１７団地)

㈒　空き駐車場の有効活用

駐車場の空き区画を、コインパーキングとして一般開放(1,352区画)

㈓　入居者の利便性の確保

移動販売車の誘致（14団地）や共同購入の拡充等、買い物支援



図-22　集会所でのフレイル予防教室
（チェアフラ体操）

オ　県・市連携の取組

市町と連携した建替や集約、指定管理業務の一元化に向けた検討

㈐　建替整備

白川台住宅の建替に際し、隣接する神戸市営住宅の入居者を受け入れる協定を締結

㈏　集約廃止

尼崎市営住宅と隣接する県営住宅の集約後の土地の有効活用について協議中

㈐　管理業務

連携意向のある市町に対し、随時、指定管理者の共同公募等に係る協議を呼びかけ



図-23　県営白川台住宅完成予想

2　主な施策の実施状況

(11)　建築・設備工事の取組

県有施設の建築・設備工事において企画・立案、基本計画、基本設計、実施設計から工事監理まで一貫した業務を実施

令和８年度　設計・工事件数：69件
　がんセンター建替、但馬地域新設特別支援学校(仮称)整備、生田警察署建替、姫路工学キャンパス整備　等

ア　多様な発注方式の取組

■ 令和２年度から公共工事の品質確保などを目的に、入札価格と技術提案を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（建築施工計画評価型）を実施。令和５年度からは建築施工能力評価型による方式も導入

【総合評価落札方式　実施件数】

建築施工計画評価型	建築施工能力評価型
７件(うち公営住宅３件)	５件

イ　働き方改革等への取組

■ 令和６年度から時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ、適正な工期の確保と週休２日の採用により、働きやすい職場環境づくりを推進

■ 物価上昇を考慮し、工事内容・規模に応じた適切な入札参加要件を設定するため、令和７年10月から特別共同企業体等への発注基準を改正

■ 令和８年度から猛暑を考慮した工期を設定するなど、最新単価の採用や適正工期、発注時期の早期情報発信等による適切な工事発注を推進

ウ　災害対策への取組

■ 県立学校体育館への空調整備事業
- 冷暖房を整備し避難所機能を強化
- 燃料は災害に強いLPガス
- 技術力習得のため自前設計

■ 集合庁舎のＢＣＰ対策事業
- 非常用発電機を設置し受変電設備を改修
- 通信、給水、一部の空調・照明等の機能維持



図-24　空調の標準施工例



図-25　発電機の施工例

エ　建設業界の魅力向上と県産材の活用

■ 高校生・大学生等を対象に、工事現場の見学会や相談会を通じて建設業界の魅力向上を図る取組を継続実施

■ 新築建築物について、外装材・室内の壁・天井等の仕上げの一部に木材を利用



図-26　県立がんセンター建設現場見学会（R8.10開催）



兵庫県